

## ○水戸市議会議長交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、水戸市議会議長が議会を代表して交際するために要する経費(以下「議長交際費」という。)の公正な支出を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は、市議会の運営及び市政に有益と認めるもの並びに交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内において議長交際費を支出する。

(種別及び支出範囲)

第3条 議長交際費の種別及び支出範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 賛助金 平和活動、ボランティア活動その他民間団体等が行う事業等で、その趣旨、目的等が公共的なものに対して支出する経費(広告料を含む。)
- (2) 会費 議長又は議長の代理者が、各種団体等の主催する会合等へ出席する際に必要とされる経費
- (3) 見舞金 市政功労者、議員、市の特別職その他市政にかかわりの深い者の入院、又は病氣療養の際に支出する経費
- (4) 香料等 市政功労者、議員、市の特別職その他市政にかかわりの深い者に対する慶弔の際に支出する経費
- (5) 記念品等 他市等との交流事業に要する経費で社会通念上妥当と認められる範囲内で支出する経費
- (6) その他 前各号に規定するもののほか、議長が議会運営上の必要により支出する経費

2 前項の種別に基づく、支出額の基準は、別表に定めるとおりとする。

(支出の除外)

第4条 前2条の規定にかかわらず、宗教団体若しくは政党その他の政治団体又はこれらの支部に対する議長交際費の支出は行わない。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この基準は、平成21年6月19日から施行する。

付 則(平成22年5月31日一部改正)

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 別	支 出 基 準
賛 助 金	10,000円以内 (市外における親善交流のため、宿泊が伴うときは、30,000円以内とする。)
会 費	会費の定めがある場合は、当該会費の額とし、会費の定めがない場合は、5,000円(会食を伴うときは、10,000円)を基準とする。
見 舞 金	10,000円以内
香 料 等	(1) 市政功労者の逝去 10,000円以内の香典 (2) 現職の議員の逝去 50,000円以内の香典 (3) 議員であった者の逝去 10,000円以内の香典 (4) 現職の特別職の逝去 30,000円以内の香典 (5) 姉妹親善都市の首長又は議会関係者の逝去 30,000円以内の香典 (6) 県内の市議会議員の逝去 10,000円以内の香典 (7) 前各号に掲げる者の親族の逝去 10,000円以内の香典 (8) 現職の職員(委員会出席者に限る。)の逝去 5,000円以内の香典 (9) 公共的団体が主催する慰霊祭等 20,000円以内の香典 (10) 前各号に掲げる場合において、議長が必要と認めるときは、生花等に係る経費の実費を支出することができる。
記 念 品 等	実費による。
そ の 他	議長が必要と認める額による。

(備考) 議長が特に必要と認めるときは、支出基準に定める額を増減することができる。